【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 2022年11月11日

【四半期会計期間】 第35期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 SBテクノロジー株式会社

【英訳名】 SB Technology Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 阿多 親市

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03(6892)3063

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 CFO 岡崎 正明

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03(6892)3063

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 CFO 岡崎 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期 第 2 四半期 連結累計期間	第35期 第 2 四半期 連結累計期間	第34期	
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	
売上高	(百万円)	31,316	31,706	66,183	
経常利益	(百万円)	2,189	2,222	5,133	
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	1,315	1,346	3,630	
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,402	1,468	3,872	
純資産額	(百万円)	21,247	23,289	23,379	
総資産額	(百万円)	38,503	39,782	44,365	
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	65.04	66.99	179.39	
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	64.27	66.32	177.44	
自己資本比率	(%)	49.6	52.4	47.5	
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	616	4,700	400	
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	651	826	861	
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	196	1,825	493	
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	9,811	10,758	8,701	

回次			第34期 第 2 四半期 連結会計期間	第35期 第 2 四半期 連結会計期間	
会計期間		自至	2021年7月1日 2021年9月30日	自至	2022年7月1日 2022年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円	ł)		39.48		34.99

⁽注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

- 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。
 - (1) 財政状態及び経営成績の状況

財政状態の状況

< 資産 >

当第2四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末より4,582百万円減少して39,782百万円となりました。 流動資産は、受取手形、売掛金及び契約資産の減少などにより、前連結会計年度末より4,039百万円減少しました。

固定資産は、繰延税金資産の減少などにより、前連結会計年度末より542百万円減少しました。

< 負債 >

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末より4,491百万円減少して16,493百万円となりました。 流動負債は、買掛金の減少などにより、前連結会計年度末より4,238百万円減少しました。 固定負債は、長期借入金の減少などにより、前連結会計年度末より253百万円減少しました。

< 純資産 >

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、利益剰余金が増加したものの、自己株式の増加などにより、前連結会計年度末より90百万円減少して23,289百万円となりました。

経営成績の状況

新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、感染症対策等を継続しながら、緩やかに経済活動の正常化が進んできました。一方、世界情勢に対する懸念からエネルギー資源や物価の高騰など、社会や経済環境は依然として 先行き不透明な状況が続いています。

そのような中、企業においては依然としてデジタル技術を用いたDX推進や事業強化、テレワークのためのセキュアな環境の整備、働き方の変化に伴うクラウドの利活用促進といった取り組みが求められてきました。これにより国内企業におけるDX投資の需要は引き続き堅調に推移してきました。また、セキュリティ対策が脆弱な部分を狙ったサイバー犯罪は増加傾向にあり、特に企業のサプライチェーンが複雑化していく中でサプライヤーへのサイバー攻撃も増加するなど、自社のみならずサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策の必要性も顕在化しています。

一方、行政ではデジタル庁が発足して1年が経過し、健康保険証を廃止してマイナンバーカードへ一本化するなど政府DXの歩みを着実に進めています。また、ガバメントクラウドの整備も進んでおり、当社が得意とする Microsoft Azureもその1つに選定されました。このような取り組みを通じて行政のデジタル化の需要も旺盛に推移しています。

当社を含めたICT関連企業は、DX推進とそれに伴うセキュリティ対策の支援を通じて、大きな社会の変化に対応することが求められています。

このような経営環境の中、ICTサービス事業は堅調に推移し、前年同期と比較して各区分の業績は以下のとおりとなりました。

・通信

ソフトバンク㈱向けのベンダーマネジメント案件を高付加価値な領域へシフトしたことにより減収となりましたが、効率化が進み利益率が改善したことで増益となりました。

・エンタープライズ

製造業向けセキュリティ対策・監視運用に関する案件が増加し増収となりました。また、利益率の低いライセンス販売の一部撤退や、自社サービスのマネージドセキュリティサービス(MSS)が順調に進捗したことにより利益率が向上し増益となりました。

・公共

農林水産省向けの電子申請基盤の追加開発及び運用案件やデジタル地図案件、次期自治体情報セキュリティクラウドの運用が開始し増収となったものの、次期自治体情報セキュリティクラウドに関する障害対応のためのコストが増加したことにより売上総利益の増加は緩やかとなりました。

・個人

ECサイト運営代行において㈱ノートンライフロックとの契約変更の影響が後ろ倒しとなり、売上は横ばい、売上総利益は減益で推移しました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

なお、売上高、売上総利益、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益は第2四半期連結累計期間として過去最高となりました。

(百万円)

	前年同期	当第2四半期	増減	増減率
売上高	31,316	31,706	389	1.2%
売上総利益	6,371	6,944	572	9.0%
販売費及び一般管理費	4,165	4,673	508	12.2%
営業利益	2,205	2,270	64	2.9%
経常利益	2,189	2,222	33	1.5%
親会社株主に帰属する 四半期純利益	1,315	1,346	30	2.3%
EBITDA(注)	2,951	3,093	141	4.8%
1 株当たり 四半期純利益	65.04円	66.99円	1.95円	3.0%

(注)EBITDA = 営業利益 + のれん償却費 + 減価償却費

なお、当社の報告セグメントは「ICTサービス事業」の単一セグメントとしておりますが、「ICTサービス事業」 を構成する各マーケットの内容及び業績については、< 区分の説明 >をご参照ください。

< 第4次中期経営計画の進捗 >

当社グループは、2023年3月期から2025年3月期の3年間を対象期間とした第4次中期経営計画を定め、取り組みを進めています。

経営の基本方針

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに~技術の力で、未来をつくる~」ことをミッションに掲げ、多様な働き方と挑める環境で先進技術と創造性を磨き、社会に新しい価値を提供し続ける企業を目指しております。そしてこの経営理念の下、「日本企業の競争力を高めるクラウドコンサル&サービスカンパニー」となることを長期ビジョンとして定めております。

また、当社グループは持続可能な社会の実現に向け、事業・企業活動を通じてさまざまな社会課題に取り組んでおり、サステナビリティ活動を推進するためのテーマとして6つのマテリアリティ(重要課題)を特定しました。 サステナビリティとマテリアリティの詳細については、当社ホームページをご参照ください。

https://www.softbanktech.co.jp/corp/sustainability/

当社グループは、ICTサービスの提供を通じて豊かな情報化社会の実現に貢献してまいります。

重点テーマ

第4次中期経営計画における重点テーマの進捗は以下のとおりです。

< 3つの重点テーマ >

- ・顧客のDXを支援するセキュリティ&運用サービスの提供
- ・顧客の変革を実現するデータを活用した共創型DXの推進
- ・DX人材の育成・創出のためのコンサルティング&IT教育

自社サービスであるマネージドセキュリティサービス (MSS) の拡販が順調に進捗したことにより、当第2四半期連結累計期間におけるセキュリティ関連の売上高は4,925百万円 (前年同期比16.9%増)となりました。2022年7月には当社のセキュリティ監視センター (SBT-SOC)をリニューアルしました。SBT-SOCでは、専門のセキュリティアナリストが24時間365日体制でお客様環境のセキュリティシステムやネットワークを監視し、サイバー攻撃や不正アクセスから守るMSSを提供しています。今回のリニューアルではスペースを約2倍に拡張し、業務効率や職場環境の向上、グローバル監視センター等との連携強化を図ることでセキュリティアナリストが働きやすい環境を整備し、セキュリティ&運用サービスの提供体制を拡充しました。また、今後セキュリティアナリストを現状の80名から2024年度までに150名規模を目指し、拡大する需要に対し体制を強化してまいります。

エンジニア採用や人材開発の領域でModis㈱と業務提携契約を締結しました。これにより、当社が注力するクラウドやセキュリティ領域に必要なITエンジニアやコンサルティング人材を育成及び採用するスキームを構築してまいります。

引き続き3つの重点テーマに注力し、第4次中期経営計画を着実に遂行してまいります。

目標とする経営指標

当社グループは、2023年3月期から2025年3月期までの第4次中期経営計画において、クラウド・セキュリティ&サービスを注力事業に設定し、事業の拡大と企業価値のさらなる向上を図ってまいります。第4次中期経営計画の最終年度である2025年3月期の経営指標として「営業利益80億円」「営業利益率9%台」「クラウド・セキュリティ&サービス売上高500億円超」を掲げ、取り組みを推進しています。

< サステナビリティへの取り組み >

ソフトバンクグループは「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、世界の人々が最も必要とするサービスやテクノロジーを提供する企業グループとなるために、デジタルの社会実装を推進することで、あらゆる社会課題の解決を目指しています。また、ソフトバンクグループは脱炭素社会の実現を目指し、グループ全体の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を2030年度までに実質ゼロにする「2030年度カーボンニュートラル達成」をグループ目標として設定しております。当社においても、社会課題への取り組みを重要な経営課題と認識しており、2030年度カーボンニュートラル達成の実現に向けて、取り組みを推進してまいります。

環境への取り組みにおいては、「クラウド」「セキュリティ」の強みを活かすことが重要であると考えております。マテリアリティの「クラウドを活用した、地球環境への貢献」では、電気効率の高いデータセンターで提供されるクラウドサービスの活用を推進することで、温室効果ガスの排出削減への貢献に取り組みます。また、マテリアリティの「先進技術による、アクセシビリティ促進とデータ利活用推進」では、お客様のDX推進及び安全性の高いデータ利活用によって、温室効果ガス排出量、消費電力など環境関連データの可視化を通じて、温室効果ガス削減やエネルギー効率化の支援を行います。

当社は、「2030年度カーボンニュートラル達成」という目標の下、グループ全体で温室効果ガス排出量の削減に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。そして、6つのマテリアリティ解決に向けてサステナビリティ経営を推進し、社会へ新たな価値を提供し続けることで、持続的成長を実現してまいります。

< 区分の説明 >

当社の報告セグメントは、「ICTサービス事業」の単一セグメントとしており、「ICTサービス事業」を構成する主要な区分の内容及び業績については、次のとおりです。

当社は各マーケットの課題に対し、プロジェクトチームを立ち上げコンサルティングからシステム導入、IT教育まで展開しております。第4次中期経営計画を推進するにあたり、当社の事業ポートフォリオの変革を可視化し、外部環境と当社の業績進捗比較を容易にするため、顧客の属するマーケットによる区分に即して「主な内容」及び「主な事業会社の名称」の項目を変更しています。

また、各区分の前年同期の金額は現在の計上方法に則して算出しております。

区分	主な内容	主な事業会社の名称
通信	(通信会社向け >・オンプレミス(プライベートクラウド含む)のシステム 構築/運用保守・クラウドコンサルティング/移行支援/構築/運用・セキュリティ運用監視サービス 等	・SBテクノロジー(株) ・(株)電縁
エンタープライズ	< 一般事業者向け > ・クラウドコンサルティング/移行支援/構築/運用/IT 教育サービス ・AI・IoTソリューション ・セキュリティコンサルティング/導入支援/運用監視 サービス ・電子認証ソリューション 等	・SBテクノロジー(株) ・M-SOLUTIONS(株) ・(株)環 ・サイバートラスト(株) ・アイ・オーシステムインテグレー ション(株)
公共	< 官公庁・自治体向け > ・クラウド移行支援/構築/運用/IT教育サービス ・AI・IoTソリューション ・セキュリティコンサルティング/導入支援/運用監視サービス	・SBテクノロジー(株) ・アソラテック(株) ・リデン(株)
個人	・ECサイト運営代行 ・フォントライセンスのEC販売 等	・SBテクノロジー(株) ・フォントワークス(株)

(百万円)

		前年同期	当第2四半期	増減	増減率
	売上高	10,941	9,811	1,129	10.3%
通信	売上総利益	1,473	1,588	115	7.9%
	利益率	13.5%	16.2%	2.7ポイント	-
	売上高	14,304	14,561	257	1.8%
エンタープライズ	売上総利益	3,252	3,692	440	13.6%
	利益率	22.7%	25.4%	2.7ポイント	1
	売上高	3,986	5,302	1,316	33.0%
公共	売上総利益	331	401	69	21.1%
	利益率	8.3%	7.6%	0.7ポイント	1
	売上高	2,084	2,030	54	2.6%
個人	売上総利益	1,314	1,260	53	4.1%
	利益率	63.1%	62.1%	1.0ポイント	-
計	売上高	31,316	31,706	389	1.2%
	売上総利益	6,371	6,944	572	9.0%
	利益率	20.3%	21.9%	1.6ポイント	-

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末より2,057百万円増加して10,758百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は4,700百万円となりました。これは、仕入債務の減少により2,784百万円の資金 使用があったものの、売上債権及び契約資産の減少により6,941百万円の資金回収があったこと等によるものです。

前年同期との比較では、営業債務の増減額で2,120百万円の資金使用が増加したものの、売上債権及び契約資産の増減額により4,876百万円、営業債権の増減額により1,621百万円の資金回収が増加したこと等により、得られた資金は4,084百万円増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は826百万円となりました。これは、無形固定資産の取得で570百万円、有形固定 資産の取得で237百万円の資金使用があったこと等によるものです。

前年同期との比較では、有形固定資産の取得による支出が142百万円増加したこと等により、使用した資金は174百万円増加しております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は1,825百万円となりました。これは、自己株式の取得により1,098百万円、配当金の支払により607百万円の資金使用があったこと等によるものです。

前年同期との比較では、自己株式の取得による支出が1,097百万円増加し、非支配株主からの払込みによる収入が489百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入が458百万円減少したこと等により、使用した資金は2,022百万円増加しております。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、73百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	85,121,600	
計	85,121,600	

【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年 9 月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,757,800	22,757,800	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式、単元株式数 100株
計	22,757,800	22,757,800	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3、従業員 9
新株予約権の数(個)	547
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,700 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,274(注) 6
新株予約権の行使期間	自 2025年7月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,274 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

新株予約権の発行時(2022年7月5日)における内容を記載しております。

(注) 1.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その 端数を切り上げるものとします。

2.新株予約権の行使の条件

- (1)当初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が6,000株以上の本新株予約権者が、以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - ア. 2025年7月1日から2026年6月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の3分の1まで
 - イ.2026年7月1日から2027年6月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の3分の2まで
 - ウ.2027年7月1日から2028年6月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて

- (2) 当初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が3,000株以上6,000株未満の本新株予約権者が、以下のア及びイに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - ア.2025年7月1日から2026年6月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の2分の1まで
 - イ.2026年7月1日から2028年6月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて
- (3)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位 (以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使 できなくなるものとする。
- (4)上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5)上記(3)及び(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者)の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6)上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (7)上記(3)及び(6)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (8)上記(6)及び(7)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権 者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (9)本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (10)本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (11) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

4.新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画 の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、 当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたと き)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)当社は、本新株予約権者が上記2の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5)特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

6.本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により 行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年7月20日 (注)	15,000	22,757,800	16	1,270	16	1,348

(注)譲渡制限付株式報酬として新株式15,000株を発行したため、発行済株式総数が増加しております。

発行価額 2,172円 資本組入額 1,086円

割当先 当社業務執行取締役 3名

当社従業員 9名

(5) 【大株主の状況】

2022年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
ソフトバンク(株)	東京都港区海岸1-7-1	10,735,000	54.04
㈱日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1 - 8 - 12	1,842,200	9.27
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,313,900	6.61
SBテクノロジー従業員持株会	東京都新宿区新宿 6 - 27 - 30	284,581	1.43
野村證券㈱自己振替口	東京都中央区日本橋1-13-1	248,800	1.25
NORTHERN TRUST C O.(AVFC)RE UKAI A IF CLIENTS NONLEN DING 10PCT TREATY ACCOUNT(常任代理人 香港 上海銀行東京支店 カストディ業務 部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK(東京都中央区日本橋3-11-1)	235,000	1.18
佐藤 友一	東京都台東区	180,400	0.91
山田 勝男	千葉県浦安市	122,400	0.62
JP MORGAN CHASE BA NK 385781 (常任代理人 株) みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANAR Y WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM (東京 都港区港南2-15-1品川インターシティA 棟)	119,431	0.60
石川 憲和	東京都目黒区	115,600	0.58
計	-	15,197,312	76.50

- (注) 1.上記のほか当社所有の自己株式 2,891,430株があります。
 - 2. ㈱日本カストディ銀行の持株数は、信託業務に係るものであります。
 - 3. 日本マスタートラスト信託銀行㈱の持株数は、信託業務に係るものであります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年 9 月30日現在

株式数(株)	議決権の数(個)	内容
-	-	-
-	-	•
-	-	-
(自己保有株式) 普通株式 2,891,400	-	-
普通株式 19,852,600	198,526	-
普通株式 13,800	-	-
22,757,800	-	-
-	198,526	-
	- - (自己保有株式) 普通株式 2,891,400 普通株式 19,852,600 普通株式 13,800	

(注)「単元未満株式」には、当社所有の自己株式30株が含まれております。

【自己株式等】

2022年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBテクノロジー(株)	東京都新宿区新宿六丁目 27番30号	2,891,400	1	2,891,400	12.71
計	-	2,891,400	1	2,891,400	12.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (2022年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,762	10,820
受取手形、売掛金及び契約資産	22,290	15,348
商品	66	130
その他	3,207	3,987
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	34,326	30,286
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	739	717
工具、器具及び備品(純額)	916	890
その他(純額)	5	150
有形固定資産合計	1,661	1,759
無形固定資産		
のれん	1,093	965
ソフトウエア	2,553	2,420
ソフトウエア仮勘定	461	585
顧客関連資産	262	225
その他	116	101
無形固定資産合計	4,486	4,298
投資その他の資産		
投資有価証券	625	627
繰延税金資産	1,309	926
その他	1,953	1,882
投資その他の資産合計	3,888	3,436
固定資産合計	10,036	9,494
繰延資産		
株式交付費	2	1
繰延資産合計	2	1
資産合計	44,365	39,782

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	(単位:百万円) 当第2四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
負債の部	(- (- (- (- (- (- (- (- (- (-	
流動負債		
買掛金	7,528	4,743
1年内返済予定の長期借入金	394	333
リース債務	19	19
未払金	4,719	4,439
未払法人税等	1,379	543
契約負債	1,835	2,420
賞与引当金	1,876	1,329
役員賞与引当金	, -	53
受注損失引当金	403	211
瑕疵補修引当金	16	6
資産除去債務	24	-
その他	699	557
流動負債合計	18,896	14,658
固定負債		·
長期借入金	799	640
リース債務	96	86
繰延税金負債	26	10
契約負債	709	636
退職給付に係る負債	53	56
資産除去債務	334	335
その他	69	69
固定負債合計	2,088	1,835
負債合計	20,985	16,493
純資産の部		,
株主資本		
資本金	1,254	1,270
資本剰余金	1,567	1,619
利益剰余金	19,789	20,527
自己株式	1,555	2,600
株主資本合計	21,055	20,818
その他の包括利益累計額		,
その他有価証券評価差額金	2	5
為替換算調整勘定	4	5
その他の包括利益累計額合計	7	10
新株予約権	279	288
非支配株主持分	2,037	2,171
純資産合計	23,379	23,289
負債純資産合計	44,365	39,782

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間	(単位:百万円) 当第2四半期連結累計期間
	(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
	31,316	31,706
売上原価	24,945	24,762
売上総利益	6,371	6,944
販売費及び一般管理費	4,165	4,673
営業利益	2,205	2,270
営業外収益		
受取利息	0	C
受取配当金	0	2
持分法による投資利益	2	1
投資事業組合運用益	6	-
補助金収入	10	-
雑収入	3	12
営業外収益合計	22	16
営業外費用		
支払利息	7	4
寄付金	10	10
投資事業組合運用損	-	2
為替差損	9	18
支払手数料	-	20
雑損失	12	8
営業外費用合計	39	64
经常利益	2,189	2,22
		<u> </u>
投資有価証券売却益	5	-
受取補償金	-	10
新株予約権戻入益	-	14
子会社役員退職金返上益	18	-
特別利益合計	24	30
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
減損損失	4	-
子会社本社移転費用	4	-
過年度給与手当	17	-
特別損失合計	26	-
说金等調整前四半期純利益	2,187	2,25
去人税、住民税及び事業税	566	42 ⁻
去人税等調整額	226	360
去人税等合計	792	78
四半期純利益	1,394	1,46
(内訳)	1,004	1,40
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,315	1,34
非支配株主に帰属する四半期純利益	79	11
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	2
為替換算調整勘定	0	
その他の包括利益合計	7	
四半期包括利益	1,402	1,468
(内訳)	1,102	1,100
親会社株主に係る四半期包括利益	1,323	1,349
非支配株主に係る四半期包括利益	79	118

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	(単位:百万円) 当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,187	2,253
減価償却費	620	694
減損損失	4	-
子会社本社移転費用	4	-
のれん償却額	124	128
株式報酬費用	35	55
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
賞与引当金の増減額(は減少)	266	546
役員賞与引当金の増減額(は減少)	54	53
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3	3
受注損失引当金の増減額(は減少)	146	192
瑕疵補修引当金の増減額(は減少)	0	9
受取利息及び受取配当金	0	2
支払利息	7	4
支払手数料	-	20
持分法による投資損益(は益)	2	1
投資事業組合運用損益(は益)	6	2
投資有価証券売却損益(は益)	5	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	2,064	6,941
棚卸資産の増減額(は増加)	404	26
営業債権の増減額(は増加)	2,412	791
仕入債務の増減額(は減少)	4,013	2,784
契約負債の増減額(は減少)	1,459	510
未払消費税等の増減額(は減少)	410	101
営業債務の増減額(は減少)	1,800	320
その他	32	10
小計	1,540	5,881
利息及び配当金の受取額	0	2
利息の支払額	7	4
法人税等の支払額	916	1,178
営業活動によるキャッシュ・フロー	616	4,700

		(単位:百万円)
	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	24	-
有形固定資産の取得による支出	94	237
無形固定資産の取得による支出	675	570
投資有価証券の売却による収入	45	0
貸付金の回収による収入	3	3
差入保証金の差入による支出	6	3
差入保証金の回収による収入	66	0
その他	15	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	651	826
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	256	227
株式の発行による収入	34	32
自己株式の取得による支出	0	1,098
自己株式の処分による収入	4	69
配当金の支払額	504	607
リース債務の返済による支出	43	9
非支配株主からの払込みによる収入	504	14
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却 による収入 _	458	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	196	1,825
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	162	2,057
現金及び現金同等物の期首残高	9,648	8,701
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,811	10,758

【注記事項】

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(表示方法の変更)

前第2四半期連結累計期間において、「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益及び包括利益計算書において、「営業外収益」の「受取利息及び配当金」に表示していた0百万円は、「受取利息」0百万円、「受取配当金」0百万円として組替えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

財務制限条項

前連結会計年度(2022年3月31日)

借入金のうち、㈱みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高910百万円)には財務制限条項が付されており、 下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- (1) 2021年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表及び貸借対照表に示される純資産の部の金額を、2020年3月期の純資産の部の合計金額の75%又は前年度末の純資産の部の合計金額の75%のいずれか高い方の水準以上を維持すること。
- (2) 2021年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書及び損益計算書に示される営業 損益・当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

当第2四半期連結会計期間(2022年9月30日)

借入金のうち、㈱みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高770百万円)には財務制限条項が付されており、 下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- (1) 2021年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表及び貸借対照表に示される純資産の部の金額を、2020年3月期の純資産の部の合計金額の75%又は前年度末の純資産の部の合計金額の75%のいずれか高い方の水準以上を維持すること。
- (2) 2021年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書及び損益計算書に示される営業 損益・当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 当第 2 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 (自 2022年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日) 至 2022年 9 月30日)				
給与手当	1,259百万円	1,459百万円			
貸倒引当金繰入額	0	0			
賞与引当金繰入額	396	453			
役員賞与引当金繰入額	44	37			
退職給付費用	60	70			

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)
現金及び預金勘定	9,872百万円	10,820百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	61	61
 現金及び現金同等物	9,811	10,758

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	505	25.00	2021年3月31日	2021年 6 月22日	利益剰余金

2.基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後 となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年10月27日 取締役会	普通株式	404	20.00	2021年 9 月30日	2021年12月1日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年 6 月20日 定時株主総会	普通株式	607	30.00	2022年3月31日	2022年 6 月21日	利益剰余金

2.基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年10月26日 取締役会	普通株式	496	25.00	2022年 9 月30日	2022年12月1日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を、以下のとおり実施しました。

なお、2022年9月30日までの買付をもって、2022年5月13日開催の取締役会に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(1)取得株式の種類 当社普通株式

(2)取得株式数 469,000株

(3)取得総額 1,093,932,100円

(4)取得期間 2022年5月16日から2022年9月30日(約定ベース)

(5)取得方法 東京証券取引所における市場買付け

この自己株式の取得及び単元未満株式の取得により、当第2四半期連結累計期間において自己株式が1,094百万円増加しましたが、ストックオプションの権利行使により自己株式が49百万円減少したため、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が2,600百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ICTサービス事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当社は各マーケットの課題に対し、プロジェクトチームを立ち上げコンサルティングからシステム導入、IT教育まで展開しております。第4次中期経営計画を推進するにあたり、当社の事業ポートフォリオの変革を可視化し、外部環境と当社の業績進捗比較を容易にするため、顧客の属するマーケットによる区分に即して項目を変更しております。

また、各区分の前年同期の金額は現在の計上方法に則して算出しております。

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント
	ICTサービス事業
通信	10,941
エンタープライズ	14,304
公共	3,986
個人	2,084
顧客との契約から生じる収益	31,316
外部顧客への売上高	31,316

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	
	ICTサービス事業	
通信	9,811	
エンタープライズ	14,561	
公共	5,302	
個人	2,030	
顧客との契約から生じる収益	31,706	
外部顧客への売上高	31,706	

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	65.04円	66.99円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,315	1,346
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,315	1,346
普通株式の期中平均株式数(株)	20,231,050	20,095,960
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	64.27円	66.32円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	8	11
普通株式増加数(株)	104,673	33,476
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 SBテクノロジー株式会社(E05037) 四半期報告書

2 【その他】

第35期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)中間配当について、2022年10月26日開催の取締役会において、 2022年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 496百万円 1株当たりの金額 25円00銭

EDINET提出書類 S B テクノロジー株式会社(E05037) 四半期報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月11日

SBテクノロジー株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 林 弘 幸 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 川 航 史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSBテクノロジー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SBテクノロジー株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸 表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて 継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の 作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期 連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示してい ないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。 監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。